

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護(予防)サービスを受けられます。介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。本書は、介護保険で受けられるサービスや利用の仕方を説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

介護保険の保険証を大切に保管しましょう

介護保険の保険証は、健康保険の保険証とは別に交付されます。介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険の保険証が必要になります。大切に保管しましょう。

● 65歳以上の方は

65歳になる前の月に交付されます。
(65歳到達は誕生日の前日です)

● 40～64歳の方は

要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

● 保険証が必要なとき

- 要介護・要支援認定を申請(更新)するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護(予防)サービスを利用するとき など

● 保険証の有効期限は？

有効期限はありません。介護(予防)サービスを利用するまで大切に保管してください。



もくじ

1 介護保険制度のしくみ 4

2 介護保険料について 6

3 サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するための手順 10

要介護・要支援認定の申請から認定まで 12

介護認定されてからサービス利用まで 14

4 介護保険で利用できるサービス

居宅サービス 16

地域密着型サービス 21

施設サービス 24

福祉用具貸与・購入、住宅改修 28

介護サービス事業所一覧・マップ 30

5 利用者負担について

費用の支払い 34

利用者負担額を軽減するために 35

6 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業 38

一般介護予防事業 41

介護予防・生活支援サービス事業所一覧・マップ 42

裏表紙 地域包括支援センター担当地域のご案内



1 介護保険制度のしくみ

介護保険は、40歳以上のみなさまが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護(予防)サービスを利用できる制度です。

介護保険加入者(被保険者)

年齢で2つの被保険者に分かれます。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合分)を支払う

65歳以上(第1号被保険者)の方

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。



(要介護・要支援認定の詳細▶12ページから)

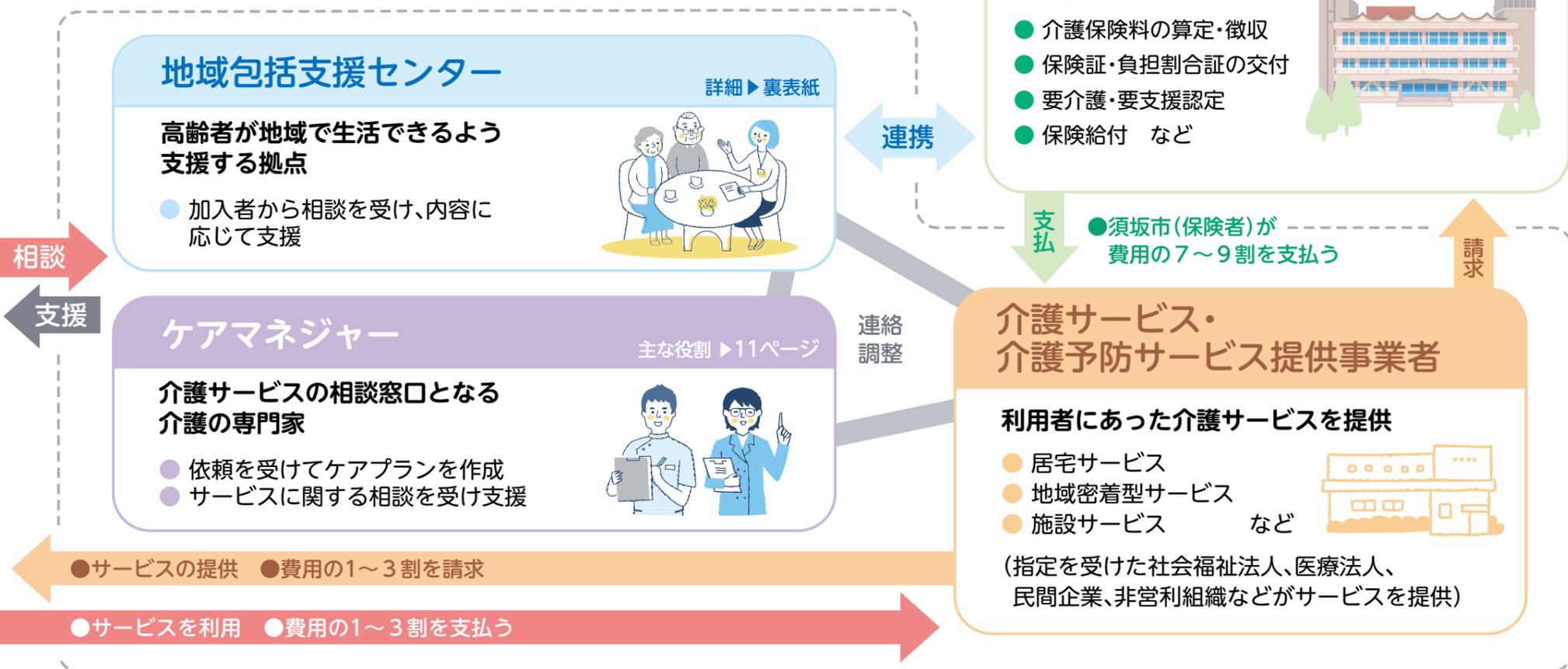
医療保険に加入している40~64歳(第2号被保険者)の方



介護保険で対象となる病気(特定疾病※1)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。

● 保険証・負担割合証の交付 ● 認定や結果通知

● 介護保険料を納める ● 要介護・要支援認定の申請



CHECK

65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護(予防)サービス等を利用するときの自己負担が2割又は3割になります。 詳細▶▶34ページ

3割負担となる方

本人の合計所得金額が220万円以上で同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額(※)」の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯では463万円以上の方は負担割合が3割となります。

※合計所得金額とは、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。

負担割合証

要介護・要支援認定等を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護(予防)サービス等を利用するときに必要になります。

有効期限: 1年間
(8月1日~翌年7月31日)



見本

負担割合(1~3割)が記載されます。

特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

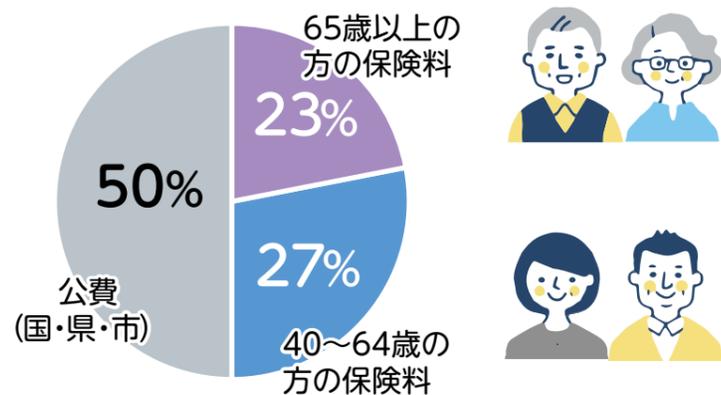
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

2 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

● 介護保険の財源

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源で、40歳以上の方が納めます。保険料が介護保険財源に占める割合は以下の通りです。



適正な運用のために

不適切な介護(予防)サービスの利用は介護保険財源を圧迫し、保険料負担と公費負担の増加につながります。介護(予防)サービスが必要な方に適切なサービスが提供されるよう、須坂市では介護給付の適正化に取り組んでいます。

65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料

須坂市の保険料基準額

(月額) **4,850円**

決め方 基準額をもとに、所得等に応じて決まります。

所得段階	所得区分	負担率	年額保険料	
軽減される方	第1段階	生活保護の受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者、世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が80.9万円以下の者	基準額×0.275	16,000円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が120万円以下の者	基準額×0.35	20,370円
	第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が120万円超の者	基準額×0.60	34,920円
	第4段階	本人が住民税非課税で本人の年金収入等が80.9万円以下の者	基準額×0.85	49,470円
基準	第5段階(基準段階)	本人が住民税非課税で本人の年金収入等が80.9万円超の者	基準額×1.00	58,200円
	第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.20	69,840円
	第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円未満の者	基準額×1.30	75,660円
	第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円未満の者	基準額×1.60	93,120円
	第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円未満の者	基準額×1.75	101,850円
	第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円未満の者	基準額×2.10	122,220円
	第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円未満の者	基準額×2.15	125,130円
	第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円未満の者	基準額×2.30	133,860円
	第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.40	139,680円

納め方 年金の受給額で異なります。

年金の受給が年額18万円以上

年金から天引き (特別徴収)

年金天引きとは、年金支払月(偶数月)に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。ご自身で納める必要はありません。
(注) 個人年金は対象となりません。

仮徴収期間



仮徴収

当年度の介護保険料が確定するまでの間(4月・6月・8月)、仮の保険料額を年金から差し引かせていただきます。すでに年金から差し引かれている方は、前年度の2月と同額をそれぞれ納めていただきます。

本徴収期間



本徴収

保険料が確定しましたら、仮徴収額を差し引いた残りの額を期割(10月・12月・2月)で年金から差し引かせていただきます。
※仮徴収額と本徴収額に大きく差が生じると思われる方に対しては、6月・8月の徴収額を変更(平準化)する場合があります。

年金の受給が年額18万円未満

納付書払か口座振替(普通徴収)

市からお送りする納付書で、毎月、指定の金融機関等で納めます。口座振替で納めることもできます。

暫定賦課



暫定賦課

4月から6月までの3期分の納付書を4月中旬にお送りいたします。納付書に記載の金融機関・市役所の窓口で期限内に納めていただくか、お申込の金融機関の口座から口座振替により納めていただきます。

※前年の所得が確定するまでは、前々年の所得に基づき仮に計算された暫定賦課保険料を納めていただきます。

本算定賦課



本算定賦課

7月から翌年の3月までの9期分の納付書を7月中旬にお送りいたします。納付書に記載の金融機関・市役所の窓口で期限内に納めていただくか、お申込の金融機関の口座から口座振替により納めていただきます。

※前年所得が確定後に計算されたその年度の年間保険料額(本算定賦課)から暫定賦課徴収分を差し引いた金額を残りの9期に分けて納めていただきます。

須坂市国民健康保険に加入している方

決め方 所得などに応じて世帯ごとに決まります。

区分	税率と算定方法 賦課限度額170,000円
所得割	2.1%×第2号被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等
均等割	8,000円×世帯の第2号被保険者数
平等割	7,000円

納め方 医療分・後期高齢者支援金分と合わせて世帯主が納付します。
※なお、本人負担分と同額を国や県が負担しています。

職場の健康保険に加入している方

決め方 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

納め方 健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。
※原則として事業主が半分納めます。



介護保険料のよくある質問 Q&A

Q 65歳になったら納付書が届きました。年金天引きにならないのですか。

A 65歳になられてすぐには年金天引きが開始しません。年金天引きが始まるまでは納付書払又は口座振替で納めていただきます。口座振替をご希望の方は「口座振替依頼書」の提出が必要となりますので、高齢者福祉課介護保険係までご連絡ください。

Q 年金天引きから納付書払や口座振替に変更することはできますか。

A 本人の希望により、年金天引きを変更することはできません。ただし、保険料額の減額などで年金天引きが中止となった場合は、年金天引き再開まで納付書払か口座振替により納めていただきます。なお、年金天引きの再開にあたっては、本人の手続きは不要です。

Q 納めた介護保険料は税金の控除になりますか。

A 所得税や市県民税の社会保険料控除の対象となります。該当する年の1月から12月までに納付した金額を年末調整や確定申告などで申告します。年金天引きの方は、2月分から12月分の受け取った年金から天引きされた金額を年金受給者本人の申告で控除とします。納付書払や口座振替で納付した方は、1月から12月までに納付した金額を納付した方の申告で控除とします。

Q 確定申告をします。年金の源泉徴収票に記載されている介護保険料の金額が市から届いた通知書と違います。なぜですか。

A 算定期間が異なるからです。源泉徴収票の金額は1月から12月までに受け取った年金から天引きされた年単位の金額です。一方、市が決定した保険料の通知書の金額は4月から翌年3月までに納める年度単位の金額です。年金天引きの方は年金の源泉徴収票で、納付書払や口座振替の方は領収書や通帳で申告額をご確認ください。

Q 納付が困難です。介護保険料の減免制度はありますか。

A 災害などの特別な事情で一時的に納められなくなったときや、保険料所得段階が第2段階、第3段階の方で納付が特に困難であると認められるときは、減免を受けられる場合があります。まずは高齢者福祉課介護保険係までご相談ください。

！ 介護保険料を滞納した場合は？

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付(費用の7～9割)を受けます。

1年6か月以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止められます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

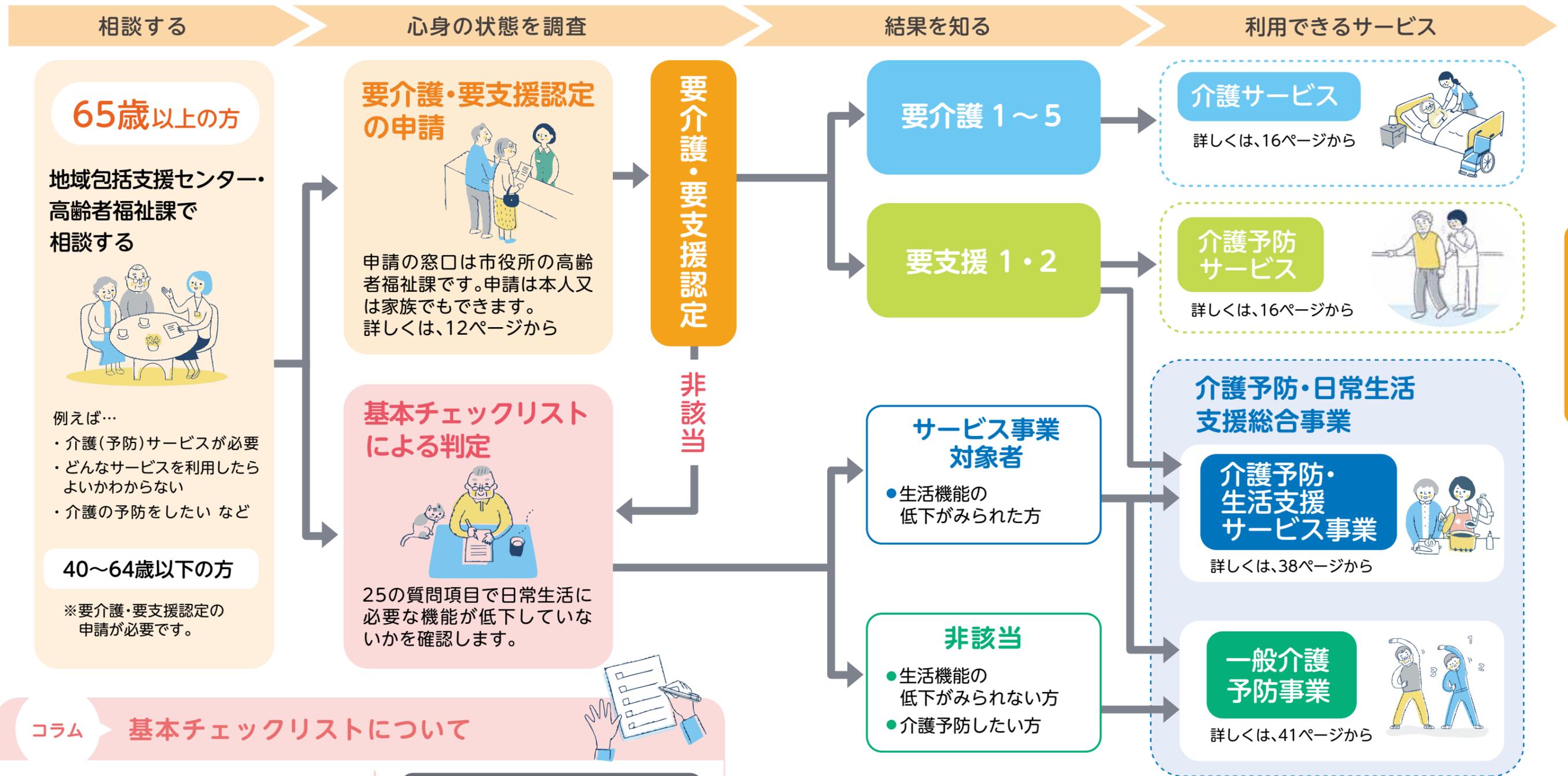
2年以上滞納

利用者負担が1割～3割負担から、3割～4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられない場合があります。

3 サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するための手順

まずは、須坂市の地域包括支援センターや高齢者福祉課に相談しましょう。



コラム 基本チェックリストについて

日頃の生活や心身の状態を確認するため、25項目の質問に「はい」か「いいえ」で答えます。このチェックリストから、運動機能や口腔機能などといった日常生活に必要な機能が低下していないか確認し、どのような介護予防に取り組めばいいかがわかります。

基本チェックリスト (例)

- 週に1回以上は外出していますか
- 転倒に対する不安は大きいですか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 周りの人から物忘れがあるとされますか

コラム ケアマネジャー(介護支援専門員)ってどんな人?

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護(予防)サービスの利用にあたって、右記のような重要な役割を担っています。資格は5年ごとに更新されます。

- 本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- 施設選びの相談・アドバイス
- 介護に関する家族の相談・アドバイス

介護保険制度のしくみ

介護保険料に ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に ついて

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護・要支援認定の申請から認定まで

介護(予防)サービスを利用するには要介護・要支援認定を受け、「介護(予防)が必要」と認定されることが必要です。介護予防・日常生活支援総合事業の利用は、要介護・要支援認定を受けなくても、「基本チェックリスト」を受けることで認定が可能です。

1 申請 介護(予防)サービスが必要になったら、市役所の高齢者福祉課の窓口(9番)で申請をします。

- 介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けることが必要です。
- 申請には介護保険被保険者証(2ページ参照)が必要です。



Q 申請は誰でもできますか？

A 申請は、利用者本人又は家族、パートナー、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

Q 申請の費用は？

A 無料です。要介護・要支援認定に必要な費用は全額保険で負担します。

Q 現在、入院中でも申請できますか？

A 退院後に在宅で介護(予防)サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。なお、要介護・要支援認定は、病状が安定していることが前提となりますので、病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

2-1 訪問調査

調査員が自宅等を訪問して、本人と家族から心身の状態や日頃の生活、居住環境等について聞き取り調査等を行います。

Q 主治医とは？

A かかりつけの医師や、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師のことです。主治医がない場合は、市役所の高齢者福祉課へご相談ください。

2-2 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、心身の状態についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。

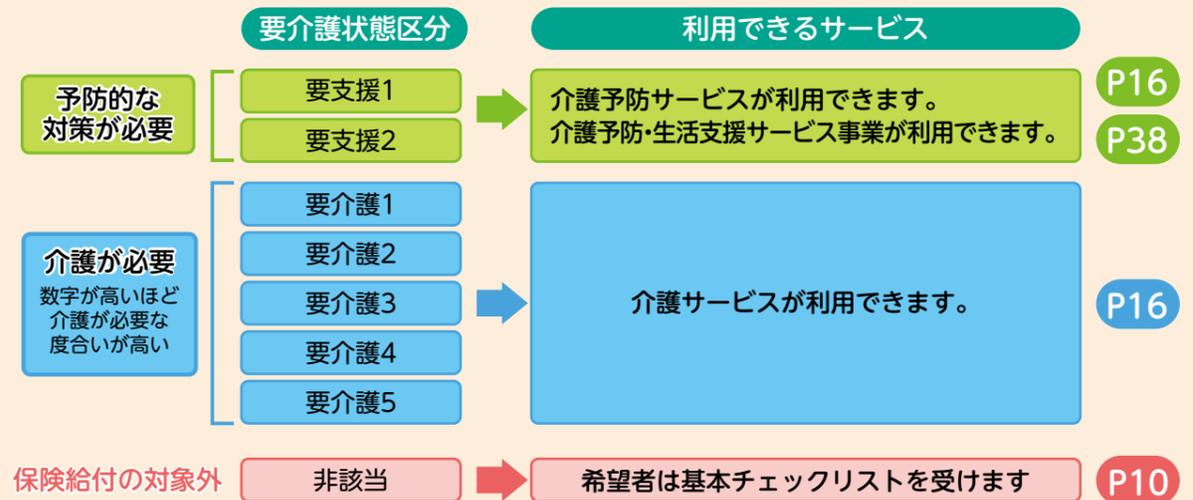
3 審査・判定 介護認定審査会(長野広域連合に共同設置)が、必要な介護の度合いを総合的に判断します。

- ②-1 訪問調査の結果等からコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、②-2 主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。



4 認定 必要な介護の度合いが認定され、その結果が記載された結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

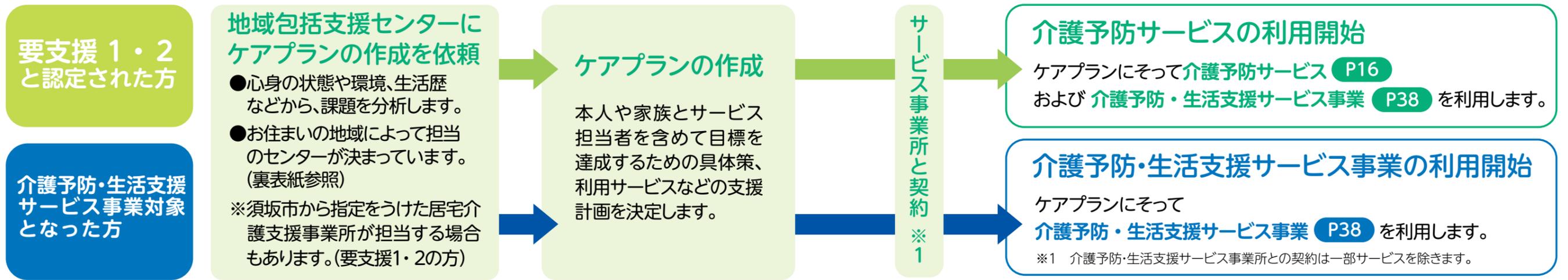
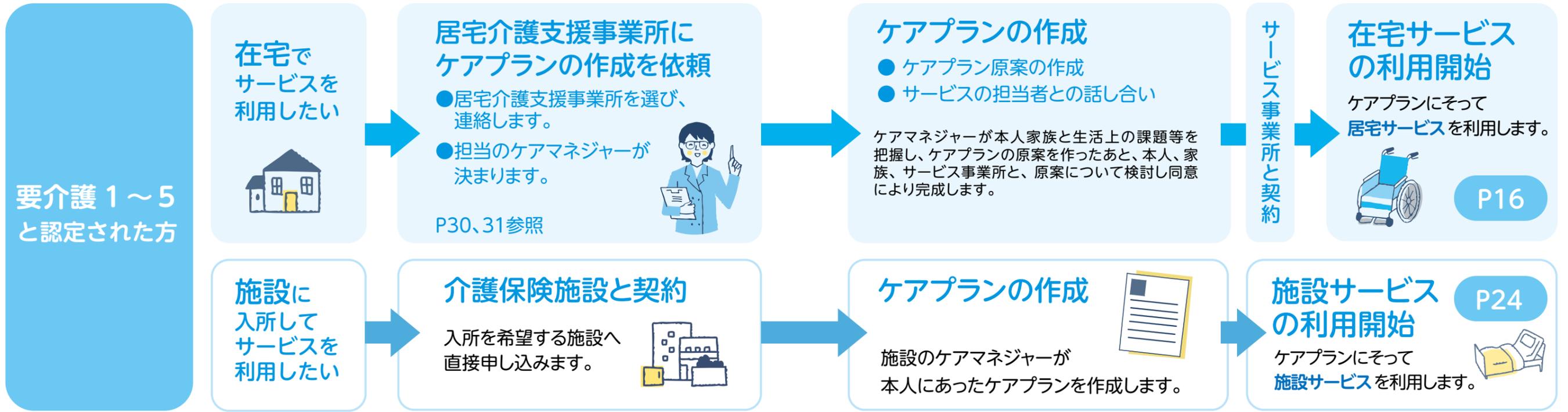
- 介護認定審査会の判定に基づき、市が要介護状態区分を認定します。(原則として申請から30日以内。)



Q 認定結果が出るまで、介護(予防)サービスの利用はできないの？

A 介護(予防)サービスは、申請した日から利用できます。申請後、認定結果が通知されるまでの間でも必要に応じて利用できます。サービス利用を具体的に考えてから申請しても間に合います。なお、申請からサービス利用するまでに長く時間が空いていると、介護(予防)サービスを利用する時点では心身の状態が変化している可能性もあり、要介護・要支援認定のやり直しが必要になる場合があります。介護(予防)サービスが必要な時に、要介護・要支援認定の申請をしましょう。

介護認定されてからサービス利用まで



! **要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です**

要介護・要支援の認定には有効期間(原則、新規は6か月、更新は12か月)があります。

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に更新認定の申請をする必要があります。更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。



Q なぜ要介護・要支援の認定には有効期間があるのですか？

A 高齢者の心身の状態は変化しやすいため、必要な介護の度合いは一定であるとは限りません。適切なサービスが提供されるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるためです。

Q 要介護・要支援の認定結果に納得ができない場合は？

A 認定結果などに疑問や不服がある場合、まずは高齢者福祉課介護保険係までご相談ください。その上で納得できない場合は、認定結果を受け取った日の翌日から3か月以内に「長野県介護保険審査会」に申立てできます。

4 介護保険で利用できるサービス

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所などの体制などによって異なります。

P16～P29まで
使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。2025年4月1日現在の費用額のためやす

自宅での日常生活をサポートしてもらう

要介護 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のためやす

身体介護(30分以上1時間未満)(1回) 例) 食事・排せつ・入浴の介助 など	3,870円(387円)
生活援助(20分以上45分未満)(1回) 例) 掃除・洗濯・買い物・調理の支援 など	1,790円(179円)

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

通院などのための乗車・降車の介助(1回)	970円(97円)
----------------------	-----------

サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 大掃除や屋根の修理などの日常的な家事の範囲を超えるもの 等
- 来客の対応
- 洗車

共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある方が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※ 対象サービス……「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「(予防)短期入所生活介護」「(予防)小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」

自宅で入浴の介助をしてもらう

要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。



▼サービス費用のためやす

全身入浴(1回)	12,660円(1,266円)
----------	-----------------

要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のためやす

全身入浴(1回)	8,560円(856円)
----------	--------------

自宅で看護を受ける

要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のためやす

訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満)(1回)	8,230円 (823円)	病院又は診療所の場合 (30分以上1時間未満)(1回)	5,740円 (574円)
-----------------------------------	------------------	--------------------------------	------------------

定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合(1ヶ月あたり)	29,610円(2,961円)
-----------------------------------	-----------------

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のためやす

訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満)(1回)	7,940円 (794円)	病院又は診療所の場合 (30分以上1時間未満)(1回)	5,530円 (553円)
-----------------------------------	------------------	--------------------------------	------------------

介護保険制度のしくみ

介護保険料にこま

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担にこま

介護予防・日常生活支援総合事業

自宅でリハビリをする

要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき

3,080円(308円)

要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき

2,980円(298円)



自宅で医師などから指導・管理を受ける

要介護 居宅療養管理指導

要支援 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用のめやす

医師による指導(1か月に2回まで)

5,150円(515円)

日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合
(7時間以上8時間未満)

要介護1
} 要介護5

6,580円(658円)
} 11,480円(1,148円)

※食事、日常生活費は別途かかります。
※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。



使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

日帰りで施設に通ってリハビリする

要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合
(7時間以上8時間未満)

要介護1
} 要介護5

7,620円(762円)
} 13,790円(1,379円)

※個別のリハビリを行った場合は加算あり ※食事、日常生活費は別途かかります。



要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり

要支援1
} 要支援2

22,680円(2,268円)
} 42,280円(4,228円)

※食事、日常生活費は別途かかります。

特定の施設に入居している方が利用するサービス

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり

要介護1
} 要介護5

5,420円(542円)
} 8,130円(813円)

要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり

要支援1
} 要支援2

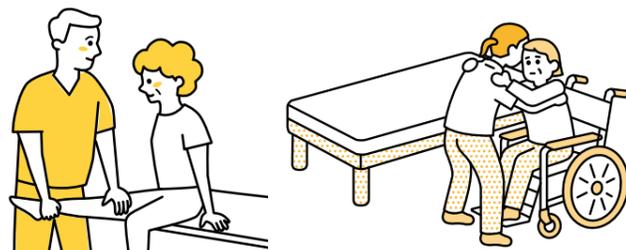
1,830円(183円)
} 3,130円(313円)

※食費、居住費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

一時的に介護ができないとき

要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



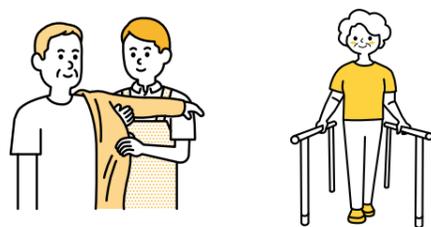
▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	6,030円(603円)
	要介護5	8,840円(884円)
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	8,300円(830円)
	要介護5	10,520円(1,052円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。
 ※費用は施設の種類・サービスによって異なります。
 ※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。
 (療養介護は含みません)

要支援 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	4,510円(451円)
	要支援2	5,610円(561円)
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	6,130円(613円)
	要支援2	7,740円(774円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。
 ※費用は施設の種類・サービスによって異なります。
 ※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。
 (療養介護は含みません)

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス
 要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

地域密着型サービス

要介護度が比較的高い状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。

原則として、須坂市内に所在する事業所から須坂市民の方だけがサービスを利用できます。費用は施設などの体制などによって異なります。

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2025年4月1日現在の費用額のめやす

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるためのサービスで、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が綿密に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護事業所との連携型 (1か月あたり)	要介護1	54,460円(5,446円)
	要介護5	246,920円(24,692円)

※訪問看護事業所と連携して訪問看護サービスを提供する場合は、P17「定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合」の費用も算定されます。

要介護 地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが受けられます。



▼サービス費用のめやす

小規模な通所介護(1回) (7時間以上8時間未満の場合)	要介護1	7,530円(753円)
	要介護5	13,120円(1,312円)

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。
 ※食費などは別途かかります。

難病やがん末期の方などが、常時看護師による観察がある環境で、入浴・排せつ・食事の介助や日常生活上の支援などを受けられます。

▼サービス費用のめやす

療養通所介護 (1か月あたり)	要介護1～5	127,850円(12,785円)
--------------------	--------	-------------------

※食費などは別途かかります。

介護保険制度のしくみ

介護保険料に ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に ついて

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

要支援 介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などを受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回あたり (7時間以上8時間未満の場合)	要支援1	8,610円(861円)
	要介護5	14,270円(1,427円)

※食費などは別途かかります。

要介護 小規模多機能型居宅介護

要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	要支援1	34,500円(3,450円)
	要介護5	272,090円(27,209円)

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

要介護 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

介護度が高く、医療ニーズの高い方に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護が受けられます。
市内に事業所はありませんが、協定により利用できる事業所が近隣に1事業所あります。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	要介護1	124,470円(12,447円)
	要介護5	314,080円(31,408円)

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

使用している
マークの意味

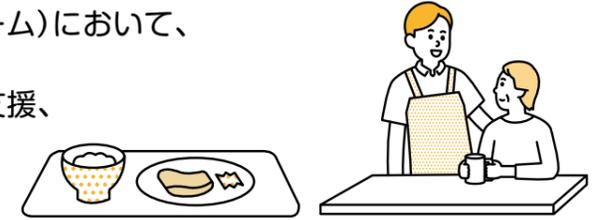
要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活住居(グループホーム)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。



▼サービス費用のめやす

ユニット数1つの場合 (1日あたり)	要支援1	利用できません
	要支援2 要介護5	7,610円(761円) 8,590円(859円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニットとは?…9人程度の少人数のグループのこと。入居者の尊厳を重視したケアを目指します。

要介護3以上 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

原則として**要介護3以上の方が入所できます。**

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の世話などが受けられます。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室の場合 (1日あたり)	要介護3	8,280円(828円)
	要介護5	9,710円(971円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問又は随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の対応などが受けられるサービスです。

※2025年4月1日現在、市内に事業所はありません。

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、食事・排せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられるサービスです。

※2025年4月1日現在、市内に事業所はありません。

介護保険制度のしくみ

介護保険料に ついて

サービスを利用するには

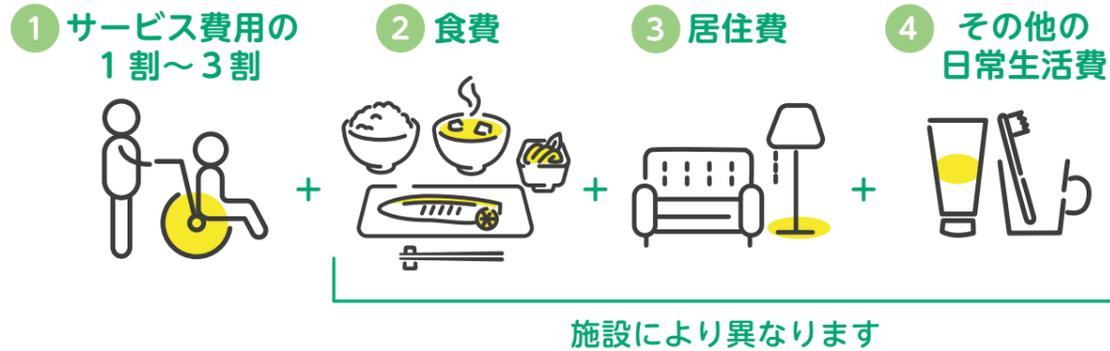
介護保険で利用できるサービス

利用者負担に ついて

介護予防・日常生活支援総合事業

施設サービス

施設サービスの利用者は、サービス費用の1～3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。



※施設によって金額が異なる場合がありますので、入所を希望される施設に直接お問い合わせください。
 ※住民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。(詳しくは、35ページ)

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2025年4月1日現在の費用額

要介護3～5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則として要介護3～5の方が対象です。

入所できるのは、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。入所した要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けられます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。(ユニットケア) ●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※P27の表を参照

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護3	8,150円(815円)
	要介護4	8,860円(886円)
	要介護5	9,550円(955円)
ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護3	8,150円(815円)
	要介護4	8,860円(886円)
	要介護5	9,550円(955円)
従来型個室 (1日あたり)	要介護3	7,320円(732円)
	要介護4	8,020円(802円)
	要介護5	8,710円(871円)
多床室 (1日あたり)	要介護3	7,320円(732円)
	要介護4	8,020円(802円)
	要介護5	8,710円(871円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰を目指したりハビリに重点をおいた介護が必要な人です。

入所した要介護者(要介護1～5に認定されている人)は、医学的な管理のもとでの看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話を受けられます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※P27の表を参照

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護1	8,760円 (876円)
	要介護2	9,520円 (952円)
	要介護3	10,180円 (1,018円)
	要介護4	10,770円 (1,077円)
	要介護5	11,300円 (1,130円)
ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	8,760円 (876円)
	要介護2	9,520円 (952円)
	要介護3	10,180円 (1,018円)
	要介護4	10,770円 (1,077円)
	要介護5	11,300円 (1,130円)
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	7,880円 (788円)
	要介護2	8,630円 (863円)
	要介護3	9,280円 (928円)
	要介護4	9,850円 (985円)
	要介護5	10,400円 (1,040円)
多床室 (1日あたり)	要介護1	8,710円 (871円)
	要介護2	9,470円 (947円)
	要介護3	10,140円 (1,014円)
	要介護4	10,720円 (1,072円)
	要介護5	11,250円 (1,125円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

要介護 介護医療院

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

主に重篤な身体疾患を有する方や、身体合併症を有する認知症高齢者等が利用するⅠ型と、比較的容体が安定した方が利用するⅡ型があります。

▼サービス費用のめやす

Ⅰ型多床室 (1日あたり)	要介護1	8,330円 (833円)
	要介護2	9,430円 (943円)
	要介護3	11,820円 (1,182円)
	要介護4	12,830円 (1,283円)
	要介護5	13,750円 (1,375円)
Ⅱ型多床室 (1日あたり)	要介護1	7,860円 (786円)
	要介護2	8,830円 (883円)
	要介護3	10,920円 (1,092円)
	要介護4	11,810円 (1,181円)
	要介護5	12,610円 (1,261円)
Ⅰ型ユニット型個室 (1日あたり)	要介護1	8,500円 (850円)
	要介護2	9,600円 (960円)
	要介護3	11,990円 (1,199円)
	要介護4	13,000円 (1,300円)
	要介護5	13,920円 (1,392円)
Ⅱ型ユニット型個室 (1日あたり)	要介護1	8,490円 (849円)
	要介護2	9,510円 (951円)
	要介護3	11,730円 (1,173円)
	要介護4	12,670円 (1,267円)
	要介護5	13,530円 (1,353円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。
※2025年4月1日現在、市内に施設はありません。

Q 要介護3と認定されました。
施設を1か月(30日)利用すると、費用はどのくらいかかりますか？

A 施設サービスの費用は、介護度別のサービス利用料に1～3割に加えて、食費、居住費、日常生活費などがかかります。
入所した施設によって金額が異なる場合がありますので、詳しくは入所を希望する施設に直接お問い合わせください。

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の場合

<ul style="list-style-type: none"> 多床室では 	利用料(1日) 732円～×30日=21,960円 食費(1日) 1,445円～×30日=43,350円 居住費(1日) 915円～×30日=27,450円 その他の日常生活費など	施設により 異なります	合計 92,760円～
<ul style="list-style-type: none"> ユニット型個室では 	利用料(1日) 815円～×30日=24,450円 食費(1日) 1,445円～×30日=43,350円 居住費(1日) 2,066円～×30日=61,980円 その他の日常生活費など	施設により 異なります	合計 129,780円～

●介護老人保健施設(老健)の場合

<ul style="list-style-type: none"> 多床室では 	利用料(1日) 1,014円～×30日=30,420円 食費(1日) 1,445円～×30日=43,350円 居住費(1日) 437円～×30日=13,110円 その他の日常生活費など	施設により 異なります	合計 86,880円～
<ul style="list-style-type: none"> ユニット型個室では 	利用料(1日) 1,018円～×30日=30,540円 食費(1日) 1,445円～×30日=43,350円 居住費(1日) 2,066円～×30日=61,980円 その他の日常生活費など	施設により 異なります	合計 135,870円～

居室(部屋タイプ)について

ユニット型個室	ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している個室
ユニット型個室的 多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、 ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4人部屋などの個室以外の居室(相部屋)

福祉用具をレンタルする

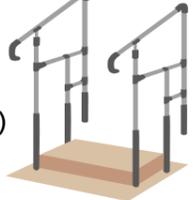
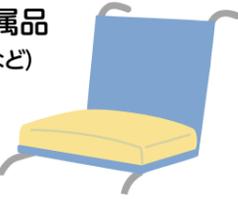
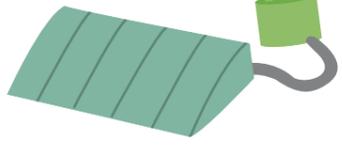
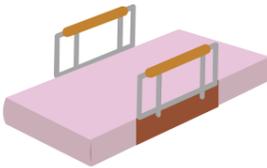
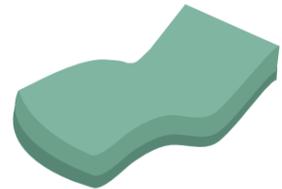
用具によって要介護、要支援の対象範囲が異なります。

要介護 福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。

要支援 介護予防福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具のうち、介護予防に役立つものを貸し出します。

<p>■ 車いす</p> 	<p>★ 自動排泄処理装置</p> 	<p>▲ ■ 手すり (工事をともわないもの)</p> 	
<p>■ 車いす付属品 (クッションなど)</p> 	<p>▲ ■ ◆ スロープ (工事をともわないもの)</p> 	<p>■ 認知症老人徘徊感知器</p> 	
<p>■ 特殊寝台</p> 	<p>▲ ■ ◆ 歩行器</p> 	<p>■ 体位変換器</p> 	
<p>■ 特殊寝台付属品 (マットレスなど)</p> 	<p>▲ ■ ◆ 歩行補助つえ</p> 	<p>■ 移動用リフト (つり具の部分を除く)</p> 	<p>■ 床ずれ防止用具</p> 

サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用 (利用者負担1割～3割)

対象の範囲

- ▲ → 要支援1・2、要介護1の方
- → 要介護2～要介護5の方
- ★ → 要介護4・要介護5の方

- ◆ → ◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)と多点杖は利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、よく検討して決めてください。

▼福祉用具(貸与)について

- 福祉用具(貸与)が適切な価格で利用できるよう、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限が公表されました。
- 福祉用具貸与業所に下記①②が義務づけられました。
 - ①貸与する品目の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す
 - ②貸与する品目の全国平均価格とその事業所の価格を示す

使用しているマークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

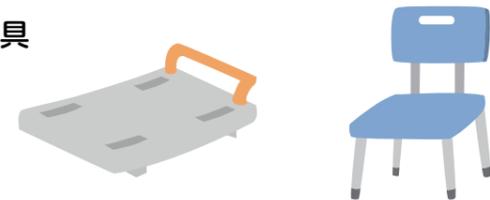
福祉用具を購入する

要介護 特定福祉用具の購入費の支給

指定された事業所から福祉用具を購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。

要支援 特定介護予防福祉用具の購入費の支給

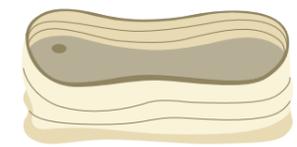
入浴補助用具



腰掛便座



簡易浴槽



移動用リフトつり具



自動排泄処理装置の交換可能部品



排泄予測支援機器

膀胱内の状態をセンサーなどで感知することで尿量を測定し、排尿の機会を要介護者又は介護者に通知するものです。

- ◆ スロープ(工事をともわないもの)
- ◆ 歩行器(歩行車を除く)
- ◆ 歩行補助つえ(松葉づえを除く)

手続きに必要な書類

- 福祉用具購入費支給申請書
 - 領収書(原本、被保険者あて)
 - 購入した福祉用具のパンフレットの写し等
 - 委任状(本人以外が支給を受けるとき)
- ※指定されていない事業所や販売店、インターネットからの購入は、支給対象外です。

サービス費用のめやす

福祉用具購入費上限額 10万円に対し、介護保険より最大9万円～7万円 (利用者負担1割～3割)

住宅を改修する

●工事前に必ずケアマネジャーに相談しましょう

要介護 住宅改修費の支給

支給を受けるためには工事前・工事後にそれぞれ申請手続きが必要です。

要支援 介護予防住宅改修費の支給

手続きに必要な書類

手すりの設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。

▼対象となる工事の例

- 廊下やトイレ、浴室などへの手すりの取付け
- スロープの設置等による段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 滑り防止、移動円滑化のための床材の変更
- 和式から洋式への便器の取り換え
- その他これらに付帯して必要な工事

<工事前>

- 住宅改修承認申請書(工事前)
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 工事費見積書(被保険者あて)
 - 住宅所有者の住宅改修承諾書
 - 住宅の平面図※
 - 着工前の工事箇所写真(日付入り)※
- ※本人の動線および工事後の状態が読み取れるもの

<工事後>

- 住宅改修費支給申請書(工事後)
 - 領収書(原本、被保険者あて)
 - 工事費の内訳書
 - 改修前後の分かる工事箇所写真(日付入り)※
 - 委任状(本人以外が支給を受けるとき)
- ※工事前後の状態が比較できるもの

サービス費用のめやす

改修工事費用上限額 20万円に対し、介護保険より最大18万円～14万円 (利用者負担1割～3割)

※1回の改修工事で20万円を使い切らず、複数回に分けて使うこともできます。

介護サービス事業所一覧

(2025年4月1日現在)

事業所名 (事業所が市内にある事業者のみ掲載) ※みなし事業者を除く	所在地	上段: TEL 下段: FAX	居宅										地域密着型			施設		
			居宅介護支援事業所	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護(デイサービス)	通所リハビリ(デイケア)	短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所療養介護(ショートステイ)	特定施設入居者生活介護	小規模特別養護老人ホーム	小規模多機能	認知症デイサービス	グループホーム	介護老人福祉施設(特養)	介護老人保健施設(老健)
高齢者総合福祉施設 須坂やすらぎの園	大字日滝2887番地1(本郷町)	026-246-4600 026-246-4771	○					○30	○19								○70	
須坂やすらぎの園	大字日滝2887番地2(本郷町)	026-246-6883 026-246-6885						○40		○空床型							○100	
1 養護老人ホーム寿楽園 特定有料老人ホームそよ風	大字日滝2878番地1(本郷町)	026-245-0171 026-245-0161		○					○8							○30		
日滝の家	大字日滝2923番地1(本郷町)	026-214-5571 026-214-5572												○29		○9		
やすらぎクリニック須坂	大字日滝2881番地1(本郷町)	026-213-6550 026-213-6557					○											
2 特別養護老人ホーム須坂荘		026-248-0839							○8								○70	
グリーンベリー	大字塩野951番地(塩野町)	026-247-8185 026-248-4918												○29				
居宅介護支援事業所須坂荘		026-242-5440 026-248-4918	○															
3 グリーンアルム複合施設	大字仁礼7番地10(仁礼町)	026-215-2662 026-215-2030			○	○		○30	○30	○5	○空床型					○18	○45	○90
グリーン在宅介護支援センター		026-214-3165 026-214-3155	○															
4 須坂市社会福祉協議会 訪問介護事業部・訪問入浴介護事業部	大字須坂476番地1(春木町)	026-214-4161 026-246-0054		○	○													
須坂市社会福祉協議会 居宅介護支援事業部		026-214-4131 026-246-0054	○															
5 須坂市社会福祉協議会 デイサービスセンターすえひろ	大字須坂1243番地1(馬場町)	026-246-6191 026-246-6192						○40										
6 須坂市社会福祉協議会 デイサービスセンターことぶき	大字野辺1335番地7(村石町)	026-246-9822 026-246-9820																○12
須坂市社会福祉協議会 特別養護老人ホームぬくもり園	大字野辺1335番地1(村石町)	026-242-5323 026-248-8776							○9					○29				
須坂市社会福祉協議会 デイサービスセンターぬくもり園	大字野辺1341番地2(村石町)	026-246-8462 026-242-5415						○40										
7 株式会社ケアネット 長野サービスセンター		026-251-2708 026-251-2774	○	○														
株式会社ケアネット デイサービスセンター長野第一	大字小山2518番地1(高梨町)	026-251-2801 026-251-2804						○35										
株式会社ケアネット ショートステイ長野		026-251-2810 026-251-2774							○22									
株式会社ケアネット グループホームすざか		026-251-2811 026-251-2774														○9		
8 NPO法人良風来 居宅介護支援事業所 NPO法人良風来 訪問介護事業所 NPO法人良風来 訪問入浴介護事業所	臥竜五丁目8番3号(南原町)	026-477-2267 026-405-8098	○	○	○													
9 医療法人公仁会 とどろきグループホーム	大字須坂170番地(上中町)	026-245-1973 026-245-1912															○18	
10 医療法人公仁会 轟病院		026-245-0126 026-245-5833							○~4月	○								
医療法人公仁会 轟訪問看護ステーション	大字須坂1239番地(馬場町)								○5月~									
轟居宅介護支援事業所		026-245-0210 026-245-0216	◎															
11 グループホーム サンオアシス	大字小河原1564番地1(小河原町)	026-242-3860 026-242-3870														○9		
悠々オアシス		026-247-0881 026-247-0882												○29				

※○の下の数は定員数
※1◎は居宅介護支援事業所に加え、介護予防支援事業所もあります。

事業所名 (事業所が市内にある事業者のみ掲載) ※みなし事業者を除く	所在地	上段: TEL 下段: FAX	居宅										地域密着型			施設			
			居宅介護支援事業所	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護(デイサービス)	通所リハビリ(デイケア)	短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所療養介護(ショートステイ)	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与・特定購入	小規模特別養護老人ホーム	小規模多機能	認知症デイサービス	グループホーム	通所介護(デイサービス)	定期巡回	
12 介護付き有料老人ホーム 愛光苑すざか	大字須坂18番地1(上町)	026-213-6886 026-213-6887															○60		
13 公益社団法人長野県看護協会 須高訪問看護ステーション	大字須坂1528番地7(立町)	026-245-7885 026-245-8101			○														
14 長野県立信州医療センター 訪問看護ステーションはなみずき	大字須坂1332番地(立町)	026-246-5564 026-246-5583			○														
15 宅老所 さかたの家	大字坂田103番地(坂田町)	026-246-2564 026-246-2564																○10	
16 宅老所 赤とんぼ	大字小河原1896番地8(旭ヶ丘町)	026-248-3627 026-248-3628																○10	
17 居宅介護支援事業所 たのし家 宅老所 たのし家	大字野辺66番地11(野辺町)	026-246-5377 026-246-5384	○															○14	
18 宅老所 なずな豊丘 訪問介護ステーション となりのきんぎょ	大字豊丘2755番地(豊丘町)	026-274-5747 026-274-5748 026-247-8823 026-274-5748		○														○14	○
地域密着型 特別養護老人ホーム そのさと	大字豊丘2754番地1(豊丘町)	026-214-9727 026-214-9728									○空床型					○29			
19 宅老所 たつまち	大字須坂1525番地3(立町)	026-246-0027 026-246-0027																○12	
20 ピアステーションきらら	臥竜一丁目7番17号(北原町)	026-248-5089 026-248-5019		○															
21 デイサービスセンター 陽だまり	大字小河原3339番地1(北旭ヶ丘町)	026-248-3791 026-214-3790																○15	
22 楽蔵	大字井上1700番地21(井上町)	026-285-0811 026-215-2122															○		
23 有限会社安心 指定福祉用具貸与事業所須坂店	大字須坂1403番地2(立町)	026-214-2068 026-214-2069															○		
24 パウル会 療養デイサービスすざか	大字須坂1641番地3(北横町)	026-213-6900 026-214-4300																○14	
25 パウル会 ケアステーション須坂	大字須坂1265番地14(東横町)	026-213-6901 026-214-4300																○	
26 ホームヘルパーしらかば 居宅介護支援事業所しらかば 訪問看護ステーションしらかば	大字須坂1528番地3 島田ビル2階(立町)	026-246-5428 026-245-9278 026-285-0691 026-245-9278 026-285-9734 026-245-9278		○													◎	※1	○
27 ハビリス	大字須坂164番地1クラージュすざか105(上中町)	080-7530-6661 026-245-9278																○10	
28 ニチイケアセンターすざか	墨坂四丁目11番8号メゾン長辻A棟101(八幡町)	026-214-6189 026-214-6190			○														
29 コンパスウォーク信州須坂	大字米持302番地1(米持町)	026-285-0970 026-285-0980													○20				
30 居宅介護支援事業所 リリーフライフ 訪問看護ステーションぴいす	大字須坂1387番地5(本上町)	026-247-8182 026-247-8183	◎		○												◎	※1	
31 デイサービスセンター がりゅうの里	大字野辺560番地1(野辺町)	026-242-7171 026-246-3561														○30			
32 居宅介護支援事業所豊洲	大字相之島519番地(相之島町)	026-248-5995 026-214-2559	◎														◎	※1	
33 居宅介護支援事業所STARS	大字須坂752番地イ(常盤町)	026-214-3756 026-214-3759	○																
34 参加型デイサービス ぼかぼか食堂	大字亀倉187番地3(亀倉町)	026-214-6313 026-214-6316														○23			

※○の下の数は定員数
※1◎は居宅介護支援事業所に加え、介護予防支援事業所もあります。

介護保険制度のしくみ

介護保険料に

利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に

介護予防・日常生活支援総合事業

介護サービス事業所マップ



マップ内の数字は、30・31ページの「事業所(者)名」の番号です。

須坂駅周辺 拡大地図



(2025年4月1日現在)

介護保険制度のしくみ

介護保険料に

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に

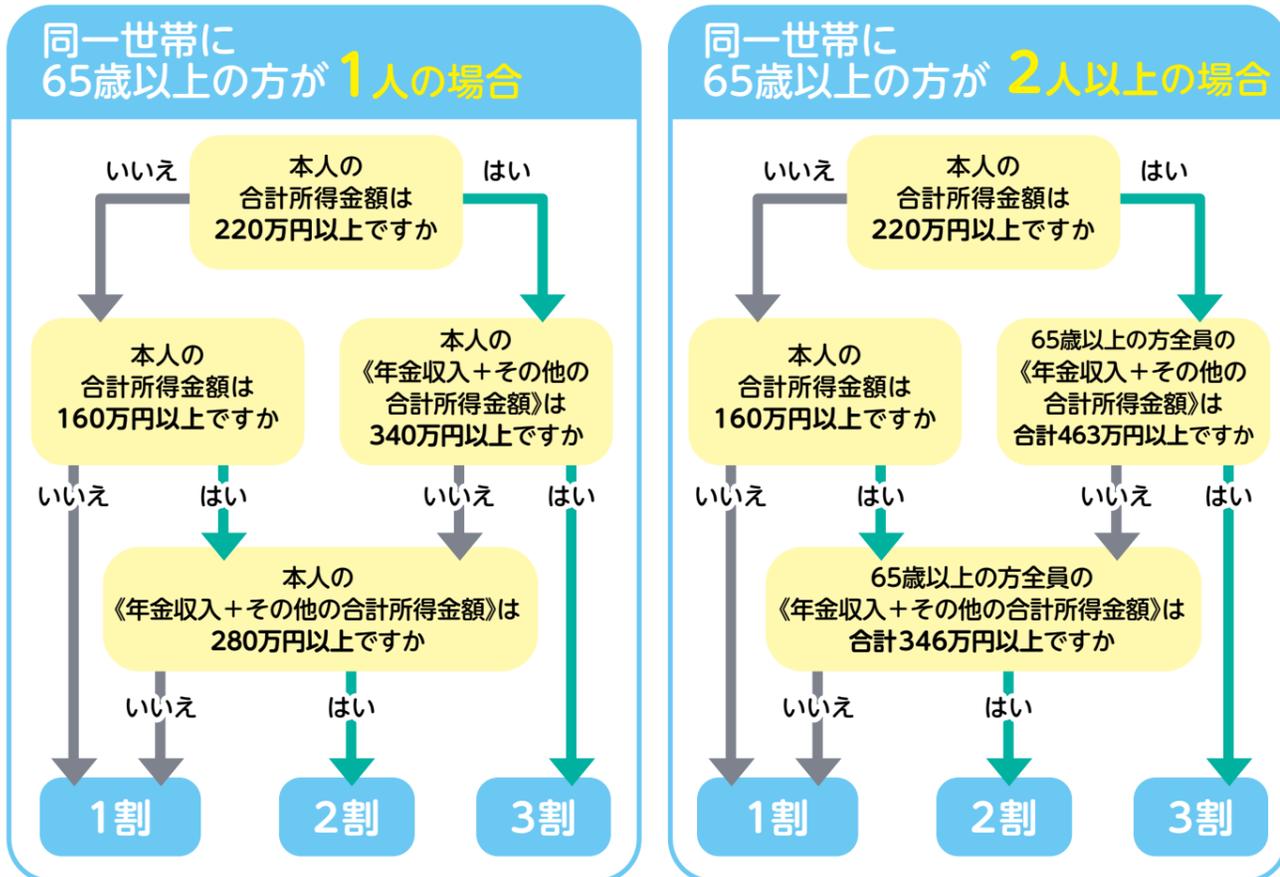
介護予防・日常生活支援総合事業

5 利用者負担について

費用の支払い

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割～3割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する方の所得や世帯構成によって判定されます。

利用者負担割合判定の流れ



● 65歳未満の方、住民税非課税の方、生活保護受給者は1割負担となります。

利用者負担額の例

要介護1、利用者負担割合が1割の方が、月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

支給限度額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付 135,000円
利用者負担額 15,000円

※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

- 支給限度額に含まれないサービス
- 特定福祉用具購入 ● 居宅介護住宅改修 ● 居宅療養管理指導 ● 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く） ● 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く） ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス ※ 介護予防サービスについても同様です。

利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない方でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の方の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から支払われます。

お手続き

須坂市役所高齢者福祉課の窓口で申請が必要です。対象になる方に「介護保険負担限度額認定証」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。

基準費用額(1日あたり)

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額(施設が定める居住費及び食費が基準額を下回る場合、施設の定める額と自己負担額の差額が支給されます。)

居住費				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合又は短期入所生活介護を利用した場合です。

負担限度額(1日あたり)

- 対象となる方は以下の条件を満たす方です。
- 本人、本人と同じ世帯の方全員および配偶者が住民税非課税である
 - 預貯金等の資産状況が、表に示される金額以下である

利用者負担段階	預貯金等の資産の状況※1 預貯金とは?▶P37	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額※3
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階	生活保護の受給者	要件なし				300円
	老齢福祉年金の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	
第2段階	本人の合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80.9万円※4以下の方	880円	550円	550円(480円)	430円	390円【600円】
		880円	550円	550円(480円)	430円	390円【600円】
第3段階①	本人の合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80.9万円※4超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円【1,000円】
		1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円【1,000円】
第3段階②	本人の合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円【1,300円】

※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、単身:1,000万円、夫婦:2,000万円

※2 介護老人福祉施設を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です。

※3 短期入所生活介護を利用した場合の食費の負担限度額は【 】内の金額です。

※4 2025年7月までは、80万円

● 虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

高額介護サービス費

1割～3割の利用者負担額が、一定金額(上限額)を超えたときは、超えた分が払い戻されます。上限額は所得に応じて下表のとおり設定されており、支給を受けるためには、市から送付する申請書の提出が必要です。

負担区分	利用者負担上限額(1ヶ月)
住民税課税世帯(同一世帯の第1号被保険者の課税所得額で判定)	
課税所得 690万円(年収1,160万円)以上の方がいる場合	世帯 140,100円
課税所得 380万円(年収約770万円)以上、 課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満の方がいる場合	世帯 93,000円
課税所得 380万円(年収約770万円)未満の方がいる場合	世帯 44,400円
住民非課税世帯	世帯 24,600円
本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が 80.9万円※以下の方	個人 15,000円
老齢福祉年金の受給者の方	
生活保護の受給者の方	世帯 15,000円

※2025年7月までは、80万円

社会福祉法人などによる利用者負担軽減事業

社会福祉法人などにより提供される介護(予防)サービスの利用者のうち、特に生計が困難と認められる方に対して利用者負担額の軽減を行います。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 住民税非課税世帯の方で、市の定める収入や預貯金の基準に該当する方
対象となるサービス	訪問介護(P16)、通所介護(地域密着型を含む)(P18、21)、認知症対応型通所介護(P22)、小規模多機能型居宅介護(P22)、短期入所生活介護(P20)、介護老人福祉施設(地域密着型を含む)(P23、P24)、訪問介護(旧介護予防訪問介護相当)(P38)、通所介護(旧介護予防通所介護相当)(P39)等
対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担(1割負担) 食費、居住費(滞在費)
軽減の程度	生活保護受給者……個室居住費100% その他の方……利用者負担額の25%

高額医療合算介護サービス費

同一世帯内で、介護保険と健康保険の両方の利用者負担額を年間で合算し、一定の上限を超えたときは、申請により払い戻されます。

特別地域加算に係る利用者負担軽減事業

振興山村などの地域での利用者負担額の軽減を行います。

対象となる方	社会福祉法人などによるサービスを利用している方で、住民税非課税の方
対象となる地域	<ul style="list-style-type: none"> 旧仁礼村、旧豊丘村など 介護報酬が15%増となる地域

生活福祉資金の貸与(社会福祉協議会)

介護(予防)サービス費などを支払うことが難しい世帯に対して、無利子※で貸付を行います。この事業は、長野県社会福祉協議会が実施しています。相談窓口は須坂市社会福祉協議会です。
※連帯保証人を立てる場合

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯(住民税非課税世帯程度) 高齢者世帯(65歳以上の高齢者の属する世帯)
対象となる費用	介護(予防)サービスを受けるために必要な経費

須坂市単独事業(利用者負担援護事業)

低所得者で特に生計が困難と認められる方に対して、利用者負担額の軽減を行います。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 軽減を行わなければ生活保護受給者と同等の生活水準と認められる方
軽減の程度	1か月の利用者負担額の上限が3,000円を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

ポイント▶ 預貯金等に含まれるものとは？

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)、タンス預金(現金)	通帳の写し等(タンス預金の場合は自己申告)
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し等
金・銀(積立購入含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し等
負債(住宅ローン等)	借用証書等

預貯金等に含まれないもの 生命保険、自動車、腕時計・宝石等の時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財等は預貯金等に含まれません。

6 介護予防・日常生活支援

高齢になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様な介護予防と生活支援サービスを提供する事業です。
 高齢者の方自身が望む生活(=「したい」「できるようになりたい」)を実現させるために一緒に取り組む事業です。

介護予防・生活支援サービス事業

居宅サービス<在宅でサービス利用>

要支援1・2 **サービス事業対象者**の方が利用できるサービス

(できることはできるだけご本人が行いながら、できない部分をお手伝いしてもらいます)

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2025年4月1日現在の費用額

自宅に訪問してもらう

訪問介護(旧介護予防訪問介護相当)

専門的なサービスを必要とする方は、訪問介護員による身体介護を中心としたサービスが受けられます。例)入浴の支援(身体を洗う、見守りをする)

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	週1回程度	11,760円(1,176円)
	週2回程度	23,490円(2,349円)
	週2回を超える程度	37,270円(3,727円)

訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

従事者による生活援助が受けられます。自分でできることは自ら行うことが基本になります。例)掃除の支援

▼サービス費用のめやす

1回につき	所要時間20分以上45分未満	1,610円(161円)
	所要時間45分以上	1,980円(198円)

総合事業

自宅に訪問してもらう

訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

生活機能や日常生活動作の改善に向け、市の作業療法士などが居宅へ訪問し、3か月以内の短期間、助言や指導などを行います。

▼サービス費用

無料

日帰りで施設に通う<送迎付き>

通所介護(旧介護予防通所介護相当)

運動、レクリエーション、入浴、食事 など。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	要支援1 サービス事業対象者	17,980円(1,798円)
	要支援2	36,210円(3,621円)

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

運動、レクリエーション など。例)しっかり歩けるように運動したい方

▼サービス費用のめやす

1回につき	要支援1 サービス事業対象者	3,920円(392円)※1
	要支援2	4,020円(402円)※2

※1…1か月あたりの利用が5回以上の場合、16,180円(1,618円)／月となります。
 ※2…1か月あたりの利用が9回以上の場合、32,590円(3,259円)／月となります。

通所型サービスB(住民主体によるサービス)

交流、レクリエーション、食事 など。

▼サービス費用

運営主体が決定する

介護保険制度のしくみ

介護保険料のしくみ

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担のしくみ

介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービス

日帰りで教室などに通う <送迎付き>

※サービス費用は利用者負担費用です。2025年4月1日現在の費用額

ミニデイサービス

交流、レクリエーション、入浴、食事 など。

▼サービス費用

1回につき	利用料	400円
	食費	350円
	入湯料	100円



提供回数	週1回
場所	老人福祉センターくつろぎ荘、 デイサービスセンターすえひろ

はつらつ若返り教室

運動を中心とした筋力トレーニング など。

▼サービス費用

1回につき	250円
-------	------

提供回数	週1回
時間	90分程度
場所	地域公民館 など

脳げんき教室

脳トレ、歌、簡単な体操 など。

▼サービス費用

1回につき	250円
-------	------

提供回数	週1回
時間	120分程度
場所	地域公民館 など

いきいき教室 (短期集中予防サービス)

マシンを使用した筋力トレーニングや自重運動 など。

▼サービス費用

1回につき	300円
-------	------



提供回数	週2回 (概ね3か月間、全24回)
時間	90~120分程度
場所	特定医療法人新生病院、 須坂やすらぎの園

一般介護予防事業

65歳以上の方が利用できるサービスです。

さわやか貯筋教室

転倒予防のための体操 など。

▼サービス費用

1回につき	200円
-------	------

※送迎はありません

提供回数	月2~4回
期間	4月から、時期をずらして 4か月間実施
場所	地域公民館 など

すこやかふれあい広場

健康チェック、健康相談、介護予防体操 など。

▼サービス費用

1回につき	200円 (その他実費あり)
-------	-------------------

※送迎はありません

開催日	毎週火・水曜日
時間	午前9時~正午
場所	旭ヶ丘ふれあいプラザ

介護予防サポーター養成講座

介護予防の方法について学び、市の介護予防教室の運営サポートや自主グループ**運営を行うボランティアの育成。

※自主グループは、介護予防サポーターが中心となり、定期的に地域公民館などで活動をしています。

対象者	ボランティア活動や介護予防に興味・関心がある方、 生きがいをづくりや仲間づくりをしたい方 ※年齢不問
-----	---

高齢者健康教室

運動指導、健康相談などの実施。

開催日	後期高齢者医療保険制度説明会に併せ開催
-----	---------------------

地域リハビリテーション活動支援等

作業療法士などが地域の通い場に伺い、運動指導や介護予防上の助言などを行います。

介護保険制度のしくみ

介護保険料に ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に ついて

介護予防・日常生活支援総合事業

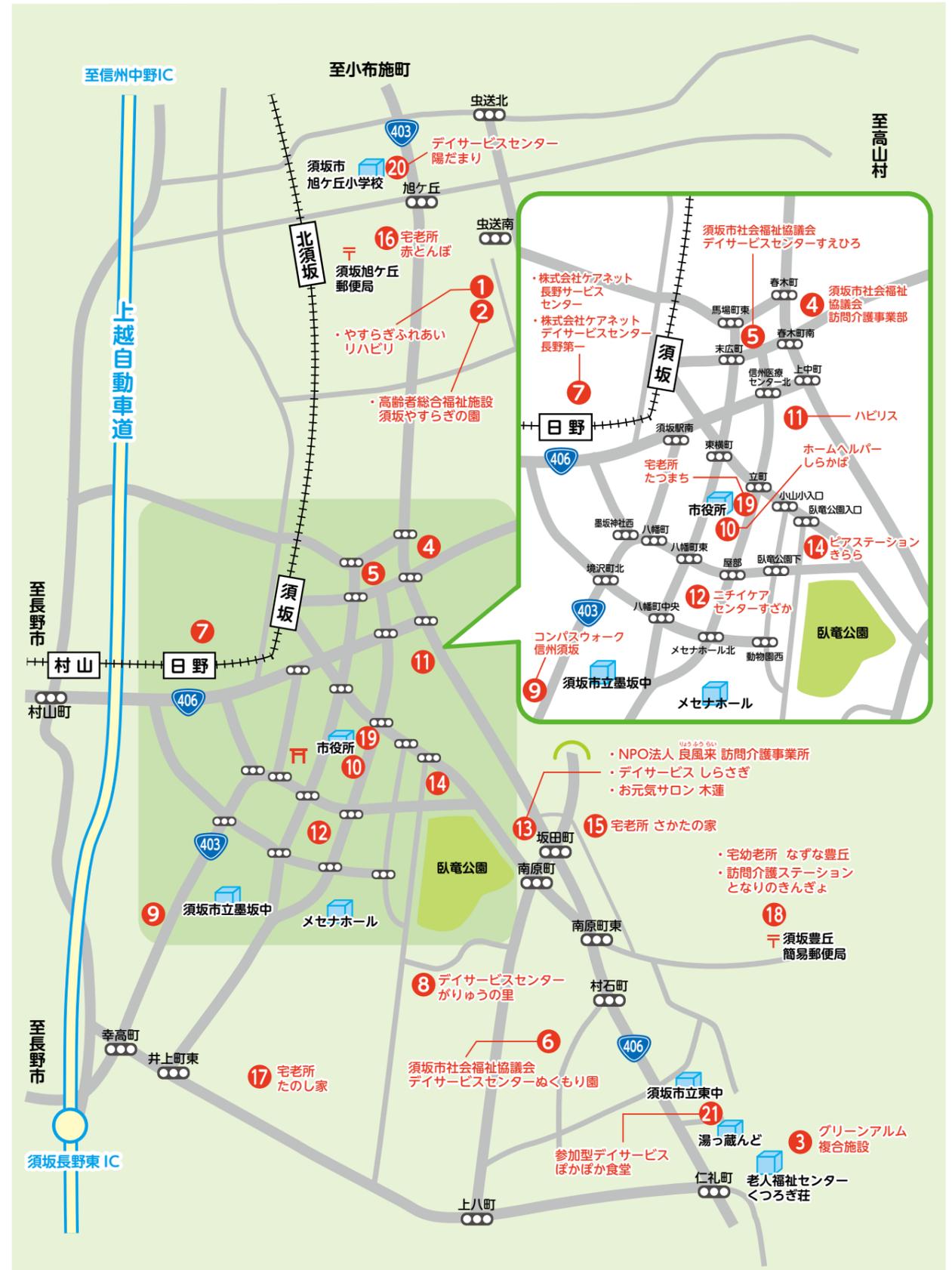
介護予防・生活支援サービス事業所一覧

事業所名 (事業所が市内にある事業者のみ掲載) ※みなし事業者を除く	所在地	上段：TEL 下段：FAX	訪問介護 (旧介護予防訪問介護相三)	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所介護 (旧介護予防通所介護相三)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体によるサービス)	
							○	○
1 やすらぎふれあいりハビリ	大字日滝2878番地1(本郷町)	026-214-2611 026-214-5510				○		
2 高齢者総合福祉施設 須坂やすらぎの園	大字日滝2887番地1(本郷町)	026-246-4600 026-246-4771			○			
3 グリーンアルム複合施設	大字仁礼7番地10(仁礼町)	026-215-2662 026-215-2030			○			
4 須坂市社会福祉協議会 訪問介護事業部	大字須坂476番地1(春木町)	026-214-4161 026-246-0054	○	○				
5 須坂市社会福祉協議会 デイサービスセンターすえひろ	大字須坂1243番地1(馬場町)	026-246-6191 026-246-6192			○			
6 須坂市社会福祉協議会 デイサービスセンターぬくもり園	大字野辺1341番地2(村石町)	026-246-8462 026-242-5415			○			
7 株式会社ケアネット 長野サービスセンター 株式会社ケアネット デイサービスセンター長野第一	大字小山2518番地1(高梨町)	026-251-2708 026-251-2774 026-251-2801 026-251-2804	○					
8 デイサービスセンター がりゅうの里	大字野辺560番地1(野辺町)	026-242-7171 026-246-3561			○			
9 コンパスウォーク信州須坂	大字米持302番地1(米持町)	026-285-0970 026-285-0980			○			
10 ホームヘルパーしらかば	大字須坂1528番地3 島田ビル2階(立町)	026-246-5428 026-245-9278	○					
11 ハビリス	大字須坂164番地1 クラージュすざか105(上中町)	080-7530-6661 026-245-9278			○			
12 ニチイケアセンターすざか	墨坂四丁目11番8号 メゾン長辻A棟101(八幡町)	026-214-6189 026-214-6190	○					
13 NPO法人 良風来 訪問介護事業所 デイサービス しらさぎ お元気サロン 木蓮	臥竜五丁目8番3号(南原町)	026-477-2267 026-405-8098	○	○		○		週2回
14 ピアステーションきらら	臥竜一丁目7番17号(北原町)	026-248-5089 026-248-5019		○				
15 宅老所 さかたの家	大字坂田103番地(坂田町)	026-246-2564 026-246-2564			○			
16 宅老所 赤とんぼ	大字小河原1896番地8(旭ヶ丘町)	026-248-3627 026-248-3628			○			
17 宅老所 たのし家	大字野辺66番地11(野辺町)	026-246-5377 026-246-5384			○			
18 宅幼老所 なずな豊丘 訪問介護ステーション となりのきんぎょ	大字豊丘2755番地(豊丘町)	026-274-5747 026-274-5748 026-247-8823 026-274-5748	○	○				
19 宅老所 たつまち	大字須坂1525番地3(立町)	026-246-0027 026-246-0027			○			
20 デイサービスセンター陽だまり	大字小河原3339番地1 (北旭ヶ丘町)	026-248-3791 026-214-3790			○			
21 参加型デイサービス ぼかぼか食堂	大字亀倉187番地3(亀倉町)	026-214-6313 026-214-6316			○			

(2025年4月1日現在)

介護予防・生活支援サービス事業所マップ

マップ内の数字は、42ページの「事業所(者)名」の番号です。



(2025年4月1日現在)

介護保険制度のしくみ

介護保険料に

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に

介護予防・日常生活支援総合事業

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

法定相続人の
人数は
わかりますか?

該当する
相続財産を
お選びください

相続税の申告は
必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明・
わからないを選択すれば手続きが
確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック!
簡単な3つの
質問でわかる!

1分で
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶ オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断



通話料無料

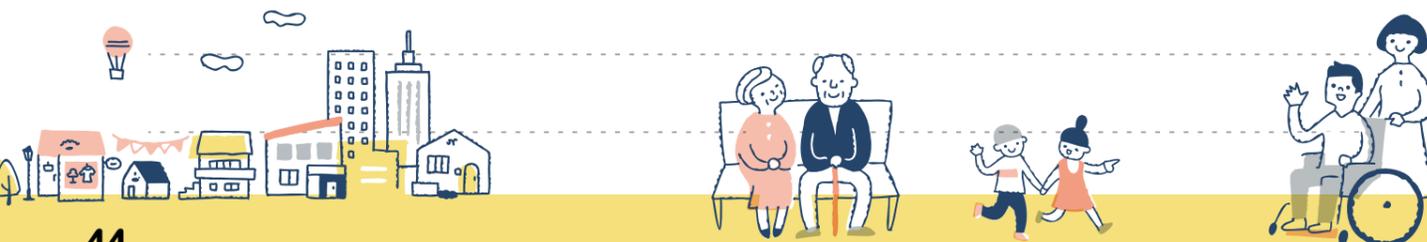
☎ 0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)





えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス

えんの旅は、大切な人のご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えばこんな旅



1周忌や3回忌に。
大切な思い出の場所を
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所や、思い出の時間が待つ土地へ。初めて出会った場所やプロポーズの地、一緒に泊まった旅館など、旅をしながら故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。



子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

「結婚や就職で遠くに離れて住むことになった息子・娘と旅行に行きたい」「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風に思うことはありませんか？思い切ってお子さんたちへのサプライズ旅行と一緒に計画しましょう。思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！
一人旅行で
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、自分へのご褒美に。ワクワク感を満たし、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもごさいます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ

えんの旅 0120-302-282

(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号

受付時間:9:00~18:00 HP:https://en-no-tabi.jp

えんの旅



運営元:株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

住宅改修 × 福祉用具

ひとつ先の快適へ

福祉用具レンタル

車いす・介護ベッド・
エアーマット・スロープ
手すり・歩行器・移動リフト等

在宅医療機器

吸引器・吸入器・血圧計
健康器具等

住宅改修

手すり取り付け
段差解消等

福祉用具販売

介護予防機器・ポータブルトイレ
入浴補助用具・おむつ等

のことなら

介護ショップ **サクラケア** におまかせ下さい。

私たちは豊富なノウハウを基にご利用者の自立を助け、
同時に介護する方の負担を軽くする最適な住環境を提供いたします。



夜中に安心して
トイレに
行きたいわあ



サクラケア ならこんなことが実現できます

<p>①歩行器 レンタル</p>	<p>②床置き型手すり レンタル</p>	<p>③手すり取付 住宅改修</p>
<p>④敷居撤去 住宅改修</p>	<p>⑤引き戸への変更 住宅改修</p>	<p>⑥フットライト 自費(工事)</p>



ご利用者の声

膝が痛く、屋内の移動にも負担が掛かっており、何かいいものはないか…と相談したのがきっかけでした。今では自由に家の中を歩いています。特に困っていたトイレは昼夜問わず行けるようになって嬉しいです。

ご相談はお気軽にお近くのサクラケアへ

サクラケア 中野店

中野市新井 608-5

TEL(0269)24-6775

【営業時間】9時~18時
【定休日】土・日・祝日

介護保険事業所番号 2071100230
建設業許可番号 長野県知事許可(般-5)第24552号



CARE メディカルケア株式会社

URL https://www.sakura-care.co.jp/

〒387-0013 長野県千曲市小島3172

TEL:026-273-4420(代表)

FAX:026-273-1054



広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)